不審電話に関する事例

①令和７年３月 31 日、佐賀県唐津市在住の後期高齢者医療被保険者の自宅に、厚生省ホケンイリョウ局のヤマナカと名乗る者から、「他県の医療機関で高額な睡眠薬が処方されており、保険の不正利用の疑いがある。１月１５日に自宅宛てに文書を送付していたが回答がないため電話した。今日、この電話で回答をしないと明日から保険証が使えなくなる。」と電話があった。

被保険者は身に覚えがなかったため、「薬の利用はない。市役所に確認する。」と伝えたところ、電話を切られたため、その後すぐに市役所に電話したことで発覚した。

不審電話であり、保険証は使用可能であることを説明するとともに、今後同様の電話があっても応対しないよう伝えた。

②令和７年４月１日、佐賀県唐津市在住の後期高齢者医療被保険者自宅の留守電に、厚生省職員を名乗る者から、「他県の医療機関で高額な薬が処方されている。自宅宛てに文書を送付していたが回答がない。今日中に保険証情報を教えないと明日から保険証が使えなくなる。」とメッセージが録音されていた。

被保険者は不審に思い、市役所に電話確認したことで発覚した。

保険証は使用可能であることを説明するとともに、折り返し連絡はせず、今後同様の電話があっても応対しないよう伝えた。

③令和７年４月14日、佐賀県佐賀市在住の後期高齢者医療被保険者の自宅に、厚生労働省職員を名乗る者から、「あなたは薬を多数処方されており、これ以上使用すると保険証が差し止めになり、保険証を返却してもらわなければならなくなる。これまで被保険者宛に何度か封書を送っていたが返事がないため電話をした。」と電話があった。

被保険者は身に覚えがなかったが、相手先の電話番号が厚生労働省の電話番号と部分的に類似していたことに不安を感じ、翌日、市役所へ電話したことで発覚した。

保険証は使用可能であることを説明するとともに、不審電話と思われるため、今後同様の電話があっても応対しないよう伝えた。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

０９８５－６２－０９２１（業務課）